

福祉サービス第三者評価事業の見直しについて（骨子解説）

1 見直しの趣旨

本県内における福祉サービス第三者評価の推進に当たっては、「福祉サービス第三者評価あり方検討会」において基本的な考え方や推進方策について整理し、これまで、国指針等を踏まえ、県、横浜市及び川崎市において、それぞれが独自性を発揮して実施してきたところである。

しかし、事業実施から15年近くが経過し、福祉サービスを取り巻く環境も変化する中、課題が顕在化している状況にあるため、県・推進機構、横浜市及び川崎市が協働して事業の見直しを行い、受審率の向上を図る等して、第三者評価を更に普及・推進する。

※推進機構「福祉サービス第三者評価事業の見直しについて（骨子）」より抜粋（以下同）

<現状と課題>

- 推進機構では、評価機関の多様性・独自性を尊重する立場から、評価項目・手法を特定しない仕組みをとってきました。しかし現状としては、第三者評価に積極的に取り組む横浜市・川崎市を除く県内市町村での受審率は低く、評価機関において評価項目・手法が十分に検討されないまま、特定の評価項目・手法を利用した第三者評価が実施されています。
- また、本県では、全国に先駆けて数多くの第三者評価手法が検討され、独自性をもって取り組みを進めてきましたが、運用状況の複雑さから事業者・利用者にとって分かりづらいこと、認証や養成にかかる評価機関・評価調査者双方の負担軽減を課題としてきました。
- 直近の国の動向として、特に高齢分野において、サービス選択に資する情報提供の充実を図る観点から、情報公表制度及び第三者評価事業の改善が求められています。第三者評価は、事業者の基本情報の開示や利用者の閲覧・検索の利便性の確保を目的としたものではありませんが、事業者による質の向上に向けた取り組みを確認しやすくなるよう見直していくことが課題です。

2 見直しの方向性

(1) 標準となる評価基準の検討

利用者及び事業者が評価結果を比較しやすいしくみとするため、現行の「共通評価対象領域」や、横浜市・川崎市・評価機関等の定める独自版評価項目の内容を活かしつつ、福祉関連制度等の見直しに伴う全国推進組織の動向等を踏まえた上で、県全域で標準となる評価基準を検討する。

<見直しの内容>

- 標準となる評価基準として、厚生労働省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針につ

いて」に示す評価基準ガイドライン（各評価項目の判断基準に関するガイドラインを含む）を使用します。

- 神奈川県は第三者評価の実施にあたっては、推進機構の定める「標準的な評価基準」をすべて取り込んだ上で評価を行うことを規定します。
- なお、障害者グループホーム第三者評価項目については、上記ガイドラインの基本構成に準拠するよう見直しを図った上で、神奈川県独自の運用を継続します。

<見直し後、期待される効果>

適切な評価軸の提供

制度改正を反映した全国ガイドライン見直しがあった際、迅速に改訂作業を行うことができ、事業者及び評価機関に適切な評価軸を提供することができる。

自己評価の推進

支援現場の職員は「内容評価」部分を中心に、管理者は「共通評価」部分を中心に取り組むなど、それぞれの役割や立場に応じた評価項目を抽出しやすくなり、事業者の職員体制や課題意識等に沿った自己評価（振り返り）に取り組みやすくなる。

受審事業者の負担軽減

運営法人内に受審済み事業者がある場合、種別を問わず、「共通評価」部分は既存資料を活用できるなど、事業者の負担軽減を図ることができる。

第三者評価の活用促進

国の動きに即応した県全域で標準基準を設定することで、事業者・利用者・評価機関それぞれにとって分かりやすい、取り組みやすい仕組みにつながる。

※ 諸制度の動きも注視しつつ、神奈川独自の評価基準策定を目指し、目安となる時期を設けながら次年度以降も継続して見直しを進めていきます。

2 見直しの方向性

(2) 更なる普及・推進に向けた検討（評価結果の公表等）

上記(1)と併せて、福祉サービス第三者評価が利用者のための評価であることを踏まえ、福祉サービスの質の向上及び選択支援を目的とし、利用者がサービスを選択する際に、評価結果がより一層有効な情報のひとつとなるよう見直す。

<見直しの内容>

- 評価結果の公表方法について、厚労省「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に示す「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を使用します。
- 上記に基づき、判断基準ガイドライン（a・b・c評価）を導入します。
- なお、障害者グループホーム第三者評価項目については、上記ガイドラインの基本構成に準拠するよう見直しを図った上で、神奈川県独自の運用を継続します。

<見直し後、期待される効果>

☑ 到達度の確認

判断基準ガイドラインの導入により、事業者にとって、自らの業務としてできていなければならないことへの取り組み段階（到達度）を確認しやすくなる。

☑ 評価の客観性の確保

判断基準ガイドラインの導入により、評価機関・評価調査者による評価の視点に一定の整理を持つことで、より客観的な評価結果を導き出すことができる。

☑ 評価結果の活用促進

全種別共通の項目構成（共通評価と内容評価）をとることで、評価結果を比較しやすくなり、受審事業者の気づきにつながる。

※ 判断基準ガイドライン（a・b・c評価）について、「事業者のランク付けを目的としたものではないこと」「第三者評価事業は法律や通知で示された要件のチェックや行政監査の代替ではないこと」など、本事業の目的や機能について、受審事業者・評価機関・評価調査者へのより一層の周知啓発を進めていきます。

2 見直しの方向性

(3) 評価機関・評価調査者への支援

福祉サービス種別の広がりや第三者評価の積極的な受審について「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」に盛り込まれたことを踏まえ、県全域の評価実施体制を確保し、福祉サービス第三者評価の信頼性を担保するため、必要な評価調査者の養成及び評価機関の後方支援等を充実するためのしくみを検討する。

<見直しの内容>

- 神奈川県・横浜市・川崎市との協働により、評価機関認証及び評価調査者養成の一本化を図り、県全域での一体的な事業運営を進めます。

<見直し後、期待される効果>

☑ 神奈川県らしい第三者評価のしくみづくり

本県の目指す第三者評価事業の方向性や推進方針を踏まえ、県全域で統一した研修カリキュラム等に基づく評価実施体制を確保できる。

☑ 評価機関・評価調査者の負担軽減

評価機関認証や評価調査者養成・登録手続きの一本化など、県全域の一体的な事業運用を行うことで、評価調査者・評価機関の負担軽減につながる。

3 スケジュール（予定）

平成30年度

- 9月 評価機関に見直し骨子を周知
- 10月 運営委員会にて審議（評価基準・判断基準、評価結果の公表等）
- 11月～ 評価機関連絡会にて意見聴取
- 12月～ 運営委員会にて審議（手引き類、研修カリキュラム等）
- 2月～ 運営委員会にて審議（要綱等改正案、受審促進、事業計画等）
評価機関連絡会・評価調査者研修会

平成31年度

- 4月～ 改正要綱施行
平成31年度第1回運営委員会にて審議（評価機関の申請認証等）
第1回事業者説明会
第1回評価機関連絡会（事業計画等）
標準となる評価基準を活用した評価活動の開始、受審促進等

※運用開始後も、2市の協力を得ながら県全域で普及・推進に向けた取り組みを行う。

- ※ 事業見直しにあたっては、第三者評価事業と他制度とのすみ分けや役割の整理、第三者評価を通じて目指す福祉サービスの質など、神奈川県としての推進方針をもって進めます。
- ※ 見直し後の受審率の向上を目指し、必要かつ適正な実施体制を確保していくため、現行事業の整理・統合を図りつつ、次年度以降も2市の協力を得ながら県全域で普及・推進に向けた取り組みを進めます。
- ※ 横浜市において、市独自基準による運用上の課題整理や高齢・障害・保護分野の受審料助成導入の検討が行われていることを踏まえ、県内全域への波及効果を期待し、速やかに見直しを進めます。